

## 社会保険 産前産後休業期間中の保険料免除

平成26年4月1日から

産前産後休業中も

保険料免除を受けることができます！

(健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料が免除されます)

### ■産前産後休業期間中の保険料の免除

平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方が対象。

- ・産前産後休業期間中妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間の保険料が免除されます
- ・保険料免除の間も従前の報酬月額で厚生年金に加入しているように計算されます

#### 出産前に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

- ①産前休業開始後に『産前産後休業取得者申出書』を提出
- ②出産後に『産前産後休業取得者変更届』を提出

#### 出産後に産休期間中の保険料免除を申し出た場合

- ①出産後に『産前産後休業取得者申出書』を提出



### ■産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定

平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方が対象

- ・産前産後休業終了後に報酬が下がった場合は、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定します。

※産前産後休業を終了した日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は提出できません

- 『産前産後休業終了時報酬月額変更届』を提出

※平成26年3月1日現在の情報です。法改正、判例等により変更される場合があることをご了承下さい。